

大牟田市モニター広告放映基準

第1 (趣旨)

この基準は、大牟田市モニター広告実施要領第4条第1項第2号に規定する広告掲載の適否を判断する基準のほか、大牟田市モニター広告（以下「モニター」という。）の適正な運用を保持するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 (広告の形式)

掲載する広告は、映像、写真、イラスト、音声、及び文字（テキスト）とする。

第3 (禁止表現)

次の表現を含む広告は、閲覧者に誤解や心身に悪影響を与えるおそれがあるため、禁止する。

- (1) 視聴者が通常、感知し得ない方法によって、なんらかのメッセージの伝達を意図する手法（いわゆるサブリミナル的表現手法）。
- (2) 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法など。
- (3) ニュースと混同されやすい表現。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適切でないと判断した表現。

第4 (行政情報との区別)

閲覧者が行政情報の一部であるかのように混同するおそれがある表現又は大牟田市の事業或いは大牟田市が推奨している事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。また、広告の中に「有料広告」の表示をすること。

第5 (色調)

広告の色調については、モニター放映における全体の調和を損なわないようにするため、広告に用いる映像の色や文字のコントラスト（明度差）について十分に配慮しなければならない。

第6 (解像度)

広告の文字、写真、イラスト、映像等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

第7 (音声)

音声のうち、ナレーションを用いる場合は、発音、速度、抑揚及び背景に流す音楽との音量差など、閲覧者に十分配慮したものでなければならない。

付 則

この基準は、平成26年 6月 9日から施行する。